

病児・病後児保育利用料の助成について

多子世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的に、病児・病後児保育事業を利用した場合の利用料の一部を助成します。

〈病児・病後児保育事業とは・・・〉

病気治療中のお子さま（病児）や病気回復期のお子さま（病後児）を町が認めた病院・診療所、保育園等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業。

対象児童

病児・病後児保育を利用する時点において、津幡町内にお住まいのお子さままで以下の世帯に該当する児童

（1）保育園（所）・認定こども園入所児童

第2子以降

教育認定1号 市町村民税額所得割合算額が77,101円未満の世帯

保育認定2・3号 市町村民税額所得割合算額が57,700円未満の世帯

第3子以降（18歳以下の児童が3人以上いる世帯の第3子以降）

教育認定1号 市町村民税額所得割合算額が211,201円未満の世帯

保育認定2・3号 市町村民税額所得割合算額が169,000円未満の世帯

（2）幼稚園入所児童

第2子以降 市町村民税額所得割合算額が77,101円未満の世帯

第3子以降 市町村民税額所得割合算額が211,201円未満の世帯

（18歳以下の児童が3人以上いる世帯の第3子以降）

※18歳以下の児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者とする。

助成額

1日あたり2,000円（上限）（食事の提供に係るもの額を除く。）

申請者

対象となる児童の保護者

（※病児・病後児保育を利用した日の属する年度の3月末日までに申請してください）

申請時に必要なもの（※電子申請または子育て支援課窓口で申請してください。）

- ・病児・病後児保育事業利用料が明記された領収書
- ・保護者名義の預金通帳、キャッシュカード等



その他

- ・対象の可否は病児・病後児保育を利用した月の保育料算定期間の税額で判断します。

〔お問い合わせ先〕

津幡町子育て支援課保育係 電話：076-288-6726